

ごみ収集車規格指示書（2トン車）

1 総則

- （1）道路運送車両法の保安基準に適合したものであること。
- （2）「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱（労働省労働基準局長通知，昭和62年2月13日付基発第60号の3）」の「機械式ごみ収集車の構造等に関する安全指導基準」に適合したものであること。

2 車両の種類

回転板式ごみ収集車

3 車両概要

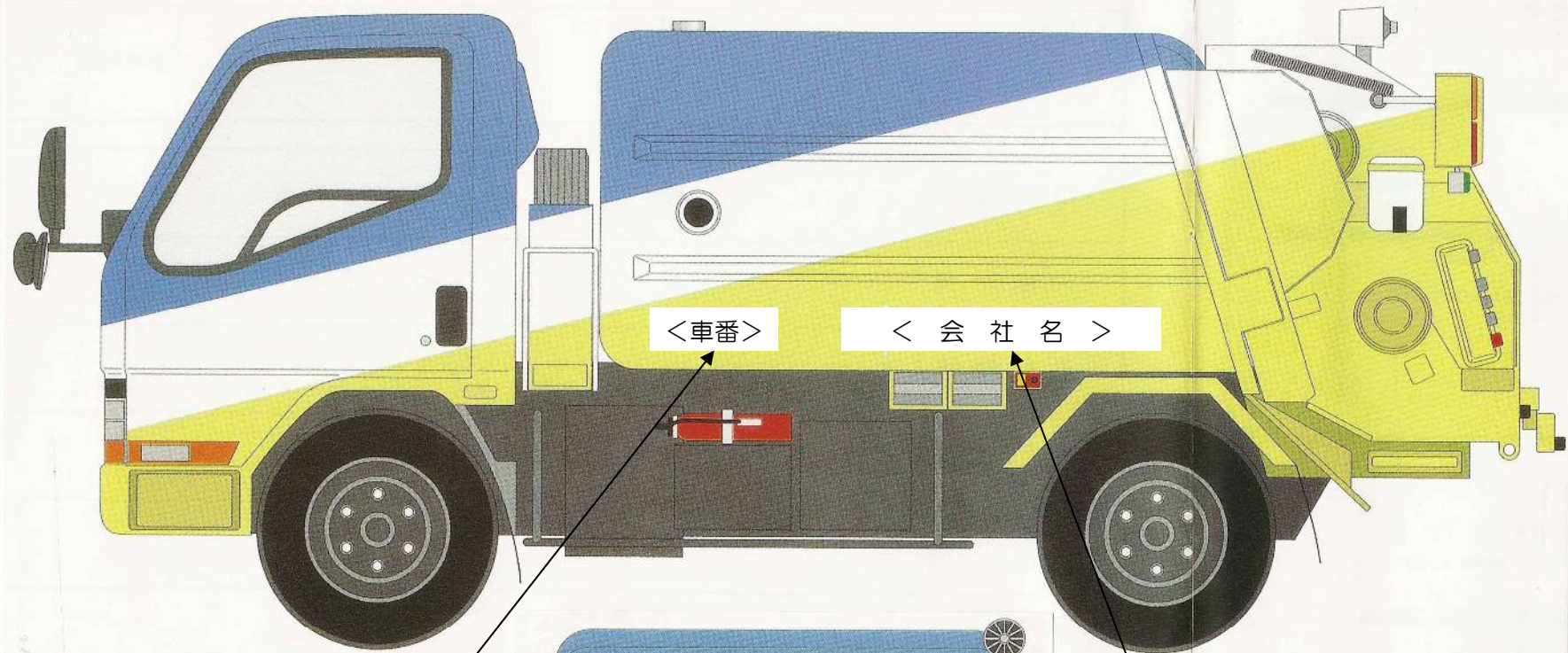
- （1）全 長：5，450mm以下
- （2）全 幅：1，970mm以下
- （3）全 高：2，485mm以下
- （4）最大積載量：2，000kg
- （5）最小回転半径：5.5m以下
- （6）荷箱容積：4.0～4.6m³
- （7）排出方法：ダンプ式又は水平押出式

4 付帯装備及び付属品

- （1）回転板緊急停止時点灯の警報ランプ（赤色）を運転席に取付け
- （2）架装後部に機械式緊急停止装置（第3スイッチ）を取付け
- （3）ちり取入れ（ストッパー2個），箒たて（2本分）の取付け（ボルト付け）
- （4）広報幕懸架装置の取付け
- （5）音声によるホーンの取付け（バック，左折）
- （6）広報装置の取付け（マイクアンプ付き）
- （7）デジタルタコグラフ（GPS，速度・エンジン回転数・走行距離・走行時間・走行軌跡を把握する機能を有するもの）の取付け
- （8）バックモニターの取付け
- （9）ドライブレコーダー（収集時の車両前方の走行映像を記録できるもの）の取付け
- （10）スタッドレスタイヤの装備（本市の指示する期間）
- （11）ETC車載器の取付け（仕様書に記載の高速道路走行を予定している台数）
- （12）積み込み動作は1サイクルで停止する構造とすること（回転板の連続運転は不可とする。）。)
- （13）搬入時に車両管理用IDタグの取り出しが容易になるようカードクリップ等の取付け

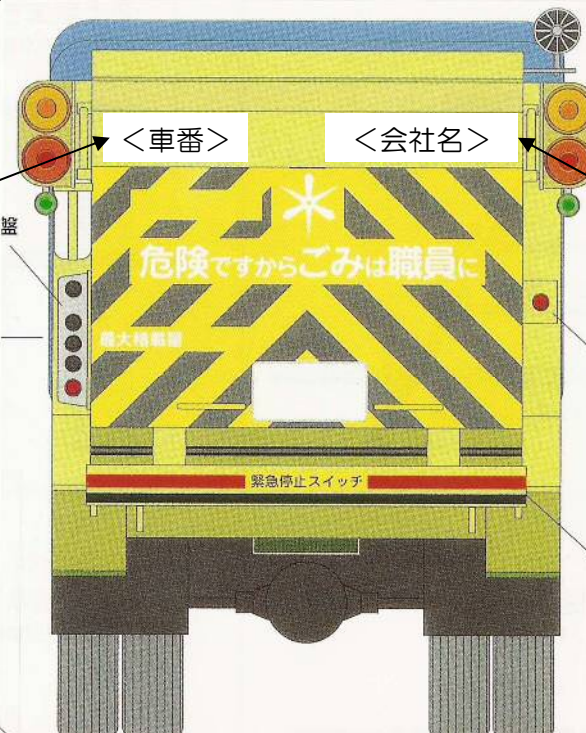
5 塗装

- (1) 指定3色（日本ペイント（株）の京都市環境政策局指定色）で全塗装すること。
- (2) ボディ左右の指定個所に，会社名を明示すること。
- (3) ボディ後部に本市が指示する車両番号を明示すること。
- (4) ホッパードア追突防止及び危険防止の虎縞模様を入れること。



<車番>

<会社名>



<車番>

<会社名>

本市が指定する車番
を明示すること。

(明示場所)

- ・車両前面
- ・車両後部
- ・両側面

会社名を明示すること。

(明示場所)

- ・車両後部
- ・両側面